

## 玖北漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、玖北漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、はや、うなぎ、こい、ます及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁区域)

第2条 この規則で定める区域は次の表の区域とする。

遊 漁 区 域	
次の点AとBとを結んだ線から上流、及び次の点CとDとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域。	
点A	岩国市美川町根笠と同市美川町四馬神との錦川右岸における境界点に設置した標識
点B	岩国市美川町南桑と同市美川町四馬神との錦川左岸における境界点に設置した標識
点C	岩国市錦町広瀬大谷倉谷橋右岸上流側基部
点D	〃 〃 〃 倉谷橋左岸上流側基部

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第3条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請が有ったときは、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	竿 釣	
	たも網	網の直径は0.8m以下
こ い	竿 釣	
う なぎ	竿 釣	
	手 釣 延 縄	1人3張以下
	籠	1人5個以下
は や	竿 釣	
	籠	1人5個以下
	たも網	網の直径は0.8m以下
ま す	竿 釣	
	籠	1人5個以下
か に	籠	1人5個以下

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でおこなわなければならない。

ア 魚 種		イ 期 間
あ ゆ	竿 釣	6月1日から12月31日まで
	たも網	7月1日から12月31日まで
こ い	竿 釣	1月1日から12月31日まで
う な ぎ	竿 釣	4月1日から9月30日まで
	手 釣	
	延 縄	
は や	籠	1月1日から12月31日まで
	竿 釣	
	たも網	
ま す	竿 釣	3月1日から8月31日まで
	籠	3月1日から5月31日まで
か に	籠	8月1日から翌年5月31日まで

2 前項の公表は組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示する。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内に於いては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
岩国市錦町広瀬末広橋上流右岸字下小川 247 番地の標柱と、左岸字広瀬川 6486 の 3 番地の標柱とを結んだ線と、末広橋下流右岸字松ノ木 3346 番地の標柱と、左岸字小正下 6698 の 5 番地の標柱を結んだ線とによって囲まれた区域	1月1日～12月31日
次の点 A と B を結んだ線から点 C と D を結んだ線の区間の錦川区域 点 A 岩国市錦町広瀬字島の元 1100 番に設置した標柱 B " " " 字瀬ノ上 2691 番 1 に設置した標柱 C " " " 字長尾 1247 番 3 に設置した標柱 D " " " 字ウヅ 2661 番 2 に設置した標柱	1月1日～12月31日

(全長等の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こ い	全長 25 センチメートル以下
う な ぎ	全長 30 センチメートル以下
か に	甲幅 4 センチメートル以下
ます類	全長 15 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊

漁者が中学生以下の場合には無料とする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 遊漁者の区分	エ 期間	オ 遊漁料 (円)	備考
あ ゆ	竿 釣 たも網	大 人	一日	3,000	
			一年	9,000	
こ い うなぎ は や ま す か に	竿 釣 手 釣 たも網 延 縄 籠 (注)	大 人	一日	1,300	
			一年	4,000	

(注) 籠とは、箱・つつ・かにかご・かにもじ・ますもじ及びせるびんをいう。

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムに於いて納付しなければならない。ただし、手釣り・竿釣り又はたも網による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所に於いて漁場監視員に納付することができる。

- (1) 玖北漁業協同組合事務所（岩国市美川町四馬神510番地）
- (2) 組合が指定する沿線の各商店
- (3) FISH PASS（フィッシュパス）

ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

3 前項で指定する納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第3条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 遊漁料の額
- (5) 注意事項
- (6) その他参考となるべき事項
- (7) 発行者氏名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、当該漁場区域内の河床を人工的に変える一切の行為をしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のため行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視委員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関し遊漁者に対して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者氏名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

※ 総代会承認後、語句の加除訂正等がある場合において、行政庁の指導により修正することがあることについて、ご了承ください。